

生管理者を選任し、安全管理者、衛生管理者又は技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

1. 労働者の**危険又は健康障害を防止**するための措置に関すること。
2. 労働者の**安全又は衛生のための教育**の実施に関すること。
3. **健康診断**の実施その他**健康の保持増進**のための措置に関すること。
4. **労働災害の原因の調査**及び**再発防止対策**に関すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、**労働災害**を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

安全管理者(法第11条)

- 事業者は、常時**50人以上**の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の**増員又は解任**を命ずることができる。

衛生管理者(法第12条)

- 事業者は、常時**50人以上**の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、衛生管理者を選任し、衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、**安全**管理者の**増員又は解任**を命ずることができる。

安全衛生推進者等(法第12条の2則第12条の2)

- 事業者は、常時**10人以上50人未満**の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、安全衛生推進者を選任しなければならない。

産業医等(法第13条)

- 事業者は、常時**50人以上**の労働者を使用する建設業の事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。

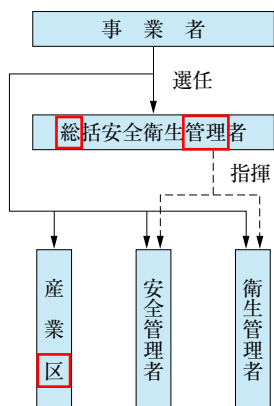


図2-1 常時**100人以上**の労働者を使用する建設業の事業場ごとの安全管理体制

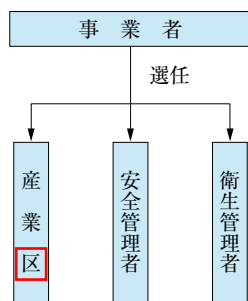


図2-2 常時**50人以上100人未満**の労働者を使用する建設業の事業場ごとの安全管理体制

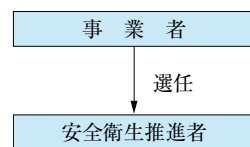


図2-3 常時**10人以上50人未満**の労働者を使用する建設業の事業場ごとの安全管理体制